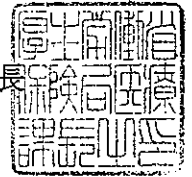


保医発1130第1号
平成23年11月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D001中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 尿中総ヨウ素

尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲンに準じて算定する。

収1205第7号

23.12.-5

北海道厚生局

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D001 尿中特殊物質定性定量検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 尿中総ヨウ素</u></p> <p><u>尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲンに準じて算定する。</u></p> <p><u>(6)～(7)</u> (略)</p> | <p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D001 尿中特殊物質定性定量検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> |